

## 速報！ 令和4年度診療報酬改定 答申

2022年2月9日（水）、第516回中央社会保険医療協議会総会において、令和4年度診療報酬改定の答申が提示されました。  
以下、理学療法及びリハビリテーションに関連する項目を抜粋して紹介いたします。  
改定項目の全文は本会ホームページから確認することが出来ます。

[理学療法士向けトップページ](#) → [職能活動](#) →

[医療保険・介護保険・障害福祉サービス等](#) → [令和4年度診療報酬改定情報](#)

【掲載 URL : [https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/medical\\_2022/](https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/medical_2022/)】

-----理学療法士に関連する個別改定項目はこちら-----

改定項目(答申に記載されているページ番号)および改定内容

- I-3 ⑩ 早期離床・リハビリテーション加算の見直し(P49)  
【早期離床・リハビリテーション加算】算定対象に救命救急入院料やハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料及び小児特定集中治療室管理料を算定する治療室を追加
- I-3 ⑪ 早期離床・リハビリテーション加算における職種要件の見直し(P54)  
【早期離床・リハビリテーション加算】当該加算に関わる職種に言語聴覚士を追加
- I-3 ⑮ 地域包括ケア病棟入院料の評価体系の見直し(P66)  
【地域包括ケア病棟入院料及び入院管理料1、2】施設基準:在宅復帰率 7割以上→7割2分5厘以上  
【地域包括ケア病棟入院料及び入院管理料3、4】施設基準:在宅復帰率(要件無)→7割以上  
【地域包括ケア病棟入院料及び入院管理料2、4】施設基準:自宅等から入院した患者割合及び在宅医療等の実績要件の見直し
- I-3 ⑰ 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系及び要件の見直し(P77)  
【回復期リハビリテーション病棟入院料】入院料5を廃止、既存の入院料6を入院料5に変更  
施設基準:重症患者の割合の見直し(入院料1、2は4割以上、入院料3、4は3割以上)、入院料1又は3は第三者評価を受けることが望ましい
- I-3 ⑱ 回復期リハビリテーションを要する状態の見直し(P82)  
【回復期リハビリテーション病棟入院料】要件:実績指数の除外対象に「急性心筋梗塞等の患者」を追加  
施設基準(通則):心大血管疾患リハビリテーション料の届出を追加

(1枚目/全2枚)

(会員の皆様へ)

・FAX通信は、日本理学療法士協会の会員管理システムにご登録をいただいている施設代表者様宛に送付しております。

・施設代表者名・施設名・FAX番号等の変更は、施設代表者のマイページよりお手続きください。

・FAXの送付誤りがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。

# FAX 通信

- I-3 ⑱ 特定機能病院においてリハビリテーションを担う病棟の評価の新設(P85)  
【特定機能病院リハビリテーション病棟入院料(新設)】点数:2,129点
- I-3 ⑳ 療養病棟入院基本料に係る経過措置の見直し(P89)  
【療養病棟入院基本料】点数:75/100相当(FIMの測定無の場合) 施設基準:特定の場合、疾患別  
リハビリテーション料は1日2単位まで出来高で算定
- I-6 ⑫ 訪問看護指示書の記載欄の見直し(P172)  
【訪問看護基本療養費】要件:訪問看護指示書にリハビリテーションの時間、実施頻度等の記載欄追加
- II-5 ① 医療機関におけるICTを活用した業務の効率化・合理化(P241)  
【入退院支援加算等】施設基準:ビデオ通話が可能な機器を用いて対面によらない場合の要件を緩和
- III-1 ④ 療養・就労両立支援指導料の見直し(P252)  
【療養・就労両立支援指導料】施設基準:対象疾患に心疾患、糖尿病、若年性認知症を追加
- III-1 ⑬ 生活習慣病管理料の見直し(P272)  
【生活習慣病管理料】点数:見直し 要件:総合的な治療管理は多職種と連携し実施しても差し支えない
- III-2 ⑫ 外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設(P305)  
【リハビリテーションデータ提出加算】点数:50点 日数:月1回 要件:データを継続して提出
- III-3 ① 摂食嚥下支援加算の見直し(P310)  
【摂食嚥下機能回復体制加算(摂食機能療法)】点数:見直し、要件:実績要件及び人員配置の見直し
- III-3 ② 疾患別リハビリテーション料の見直し(P316)  
【リハビリテーション】要件:標準的算定日数を超過して実施する場合、FIM測定を要件化
- III-3 ③ リハビリテーション実施計画書の署名欄の取扱いの見直し(P318)  
【リハビリテーション】要件:初回を除き、同意等が事後的に確認できる場合に署名を求めなくても差し支えない
- III-4-4 ⑨ 精神科救急医療体制の整備の推進(P375)  
【精神科救急・合併症入院料】点数:疾患別リハビリテーション料等の費用を包括評価の範囲から除外
- III-4-6 ① 小児運動器疾患指導管理料の見直し(P409)  
【小児運動器疾患指導管理料】対象:対象患者の年齢12歳未満→20歳未満
- IV-6 ① 透析中の運動指導に係る評価の新設(P483)  
【透析時運動指導等加算】点数:75点 算定日数:指導を開始した日から起算して90日を限度
- IV-6 ② 継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設(P484)  
【二次性骨折予防継続管理料1、2、3】点数(それぞれ):1,000点、750点、500点

以上

(2枚目/全2枚)

(会員の皆様へ)

・FAX通信は、日本理学療法士協会の会員管理システムにご登録をいただいている施設代表者様宛に送付しております。

・施設代表者名・施設名・FAX番号等の変更は、施設代表者のマイページよりお手続きください。

・FAXの送付誤りがありましたら、大変恐れ入りますが、上記TEL/FAXまでご連絡ください。